

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十五号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良県国際芸術家村構想等検討委員会の項中「奈良県国際芸術家村構想等検討委員会」を「なら歴史芸術文化村構想等検討委員会」に、「奈良県国際芸術家村構想等に」を「なら歴史芸術文化村構想等に」に改め、同部なら歴史芸術文化村構想等検討委員会の項の次に次のように加える。

なら歴史芸術文化村指定管理者選定審査会	なら歴史芸術文化村の指定管理者の指定に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務
---------------------	---

別表知事の部奈良県高齢者生きがいワーク創設支援事業補助金審査委員会の項、奈良県医師配置評価委員会の項、奈良県神経難病医療連絡協議会の項及び高付加価値獲得支援補助金事業評価委員会の項を削り、同部奈良県国際芸術家村構想宿泊事業者選定委員会の項中「奈良県国際芸術家村構想宿泊事業者選定委員会」を「なら歴史芸術文化村構想宿泊事業者選定委員会」に、「奈良県国際芸術家村構想に」を「なら歴史芸術文化村構想に」に改め、同部いこいの村大和高原事業者選定委員会の項を削る。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。